茨城海区漁場計画

第1 漁業権に関する事項

- 1 公示番号 茨共第1号
 - (1) 免許の内容たるべき事項 体裁
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

IMON ENDER A 1970 IMON 4791		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	ほや漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県北茨城市平潟町地先

ウ 漁場の区域

次の基点ア、イ、ウ、エ及び基点第24号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(別図のとおり)

\$400CE3\$ 000E	1 - 0 /	
	緯 度 経 度	位置
基点 J	36° 51. 484' N	茨城県北茨城市平潟町平潟漁港西防波堤に設置した標識
	140° 47.618' E	
基点第 24 号	36° 50. 517' N	茨城県北茨城市平潟町字北ノ作1435番地の1に設置した標柱
	140° 47.833' E	
ア	36° 51. 545' N	基点 J から 348 度 45 分 32 秒(真方位) 115 メートルの点
	140° 47. 604' E	
イ	36° 51. 567' N	アから48度33分8秒 (真方位) 59.5 メートルの点
	140° 47. 634' E	
ウ	36° 51. 669' N	イから 79 度 30 分(真方位)1,100 メートルの点
	140° 48. 363' E	
エ	36° 50. 598' N	基点第24号から77度(真方位)700メートルの点
	140° 48. 293' E	

(2) 免許予定日 令和5年9月1日

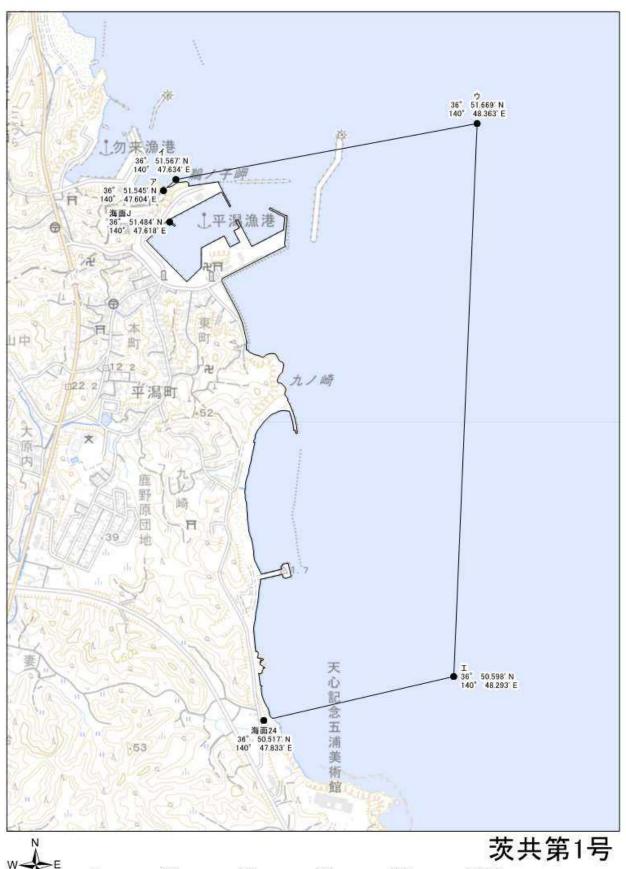
(3) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県北茨城市平潟町及び関本町関本中

(5) 存続期間





2 公示番号 茨共第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	ほや漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで
	こたまがい漁業	1月1日から12月31日まで
	うばがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
	まつも漁業	1月1日から12月31日まで
	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで

イ漁場の位置

茨城県北茨城市大津町から高萩市高戸に至る地先

ウ 漁場の区域

次の基点第24号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点第20号の各点を順次に結んだ線と最大 高潮時海岸線とによって囲まれた区域(別図のとおり)

	あって四よりに巨物	
	緯 度 経 度	位置
基点第 24 号	36° 50. 517' N	茨城県北茨城市平潟町字北ノ作1435番地の1に設置した標柱
	140° 47.833' E	
基点第 27 号	36° 49. 796' N	大津岬灯台(茨城県北茨城市大津町)の中心点
	140° 48. 190' E	
基点第 22 号	36° 46.666' N	茨城県北茨城市中郷町下桜井字南山下 973 番地に設置した標
	140° 44.680' E	柱
基点第 20 号	36° 43. 080' N	茨城県高萩市大字高戸字新立631番地に設置した標柱
	140° 43.497' E	
ア	36° 50. 598' N	基点第24号から77度(真方位)700メートルの点
	140° 48. 293' E	
7	36° 50. 382' N	基点第27号から33度(真方位)1,300メートルの点
	140° 48.674' E	
ウ	36° 49. 387' N	基点第27号から125度(真方位)1,300メートルの点
	140° 48. 901' E	
工	36° 49. 133' N	基点第27号から160度(真方位)1,300メートルの点
	140° 48. 481' E	
オ	36° 49. 138' N	基点第27号から200度(真方位)1,300メートルの点
	140° 47.883' E	

カ	36° 49. 138' N	基点第27号から234度(真方位)2,100メートルの点
	140° 47. 039' E	
キ	36° 46. 433' N	基点第22号から115度(真方位)1,000メートルの点
	140° 45. 286' E	
ク	36° 42. 968' N	基点第20号から110度(真方位)590メートルの点
	140° 43.868' E	

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

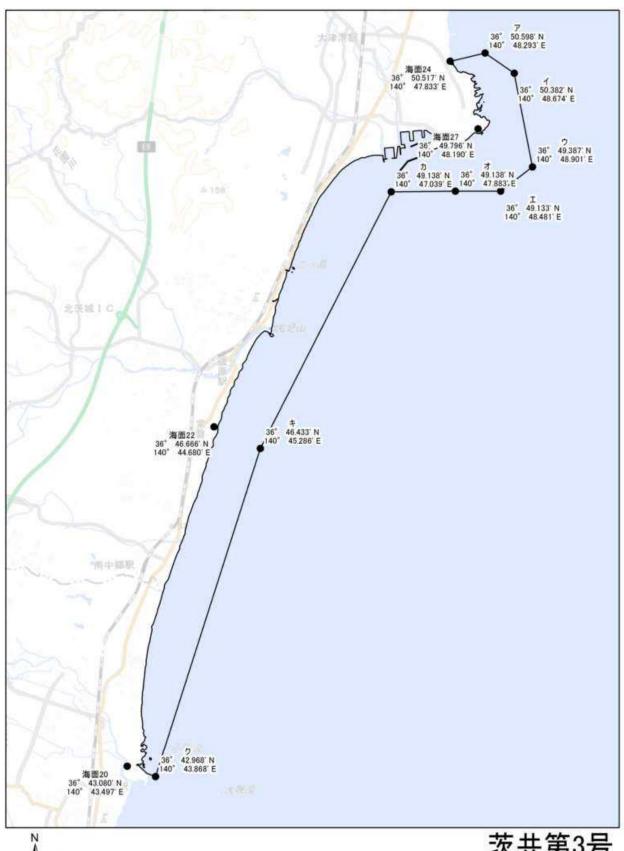
(3) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県北茨城市大津町、大津町五浦、大津町北町、関南町神岡上、関南町神岡下、関南町仁井田及び磯原町磯原並びに高萩市高戸

(5) 存続期間



5000 m 茨共第3号

背景図:地理院タイル

3 公示番号 茨共第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	ほや漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県高萩市高戸地先

ウ 漁場の区域

次のイ、ウ、エ、オ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域(別図のとおり)

D(0) 11 71 -	、 A 及U T W I M E	が良くに相がによって囲まれた区域(別区のこれが)
	緯 度 経 度	位置
基点第 20 号	36° 43. 080' N	茨城県高萩市大字高戸字新立631番地に設置した標柱
	140° 43. 497' E	
ア	36° 43. 063' N	基点第20号から110度(真方位)90メートルの点
	140° 43. 553' E	
1	36° 43. 302' N	アから 58 度 54 分(真方位)870 メートルの点
	140° 44.057' E	
ウ	36° 43. 874' N	アから 58 度 54 分(真方位)2,950 メートルの点
	140° 45. 260' E	
工	36° 42. 101' N	アから 128 度 35 分(真方位) 2,820 メートルの点
	140° 45. 023' E	
オ	36° 42. 113' N	アから 157 度(真方位)1,900 メートルの点
	140° 44.041' E	

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

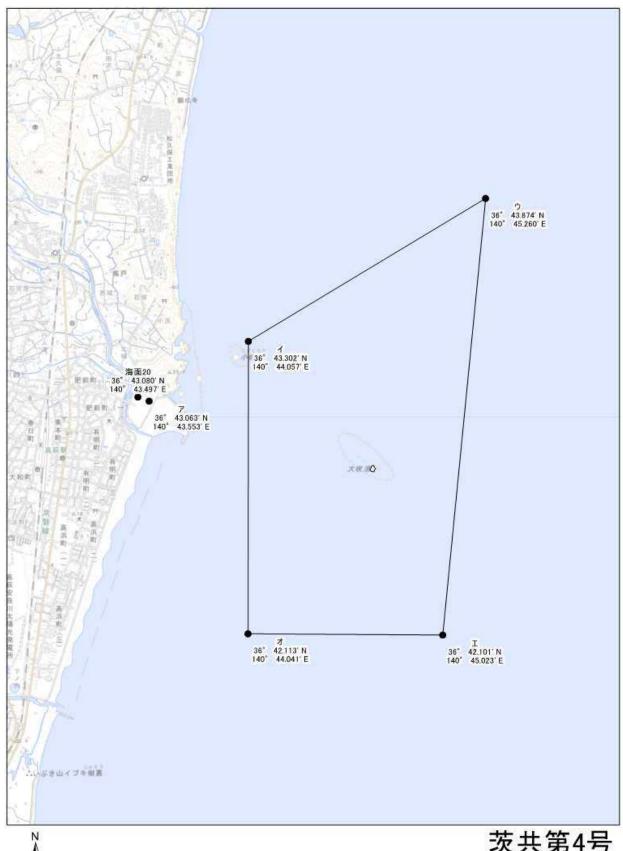
(3) 申請期間

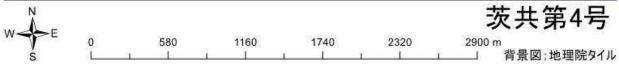
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県北茨城市大津町、大津町五浦、大津町北町、関南町神岡上、関南町神岡下、関南町仁井田及び磯原町磯原並びに高萩市高戸並びに日立市十王町伊師、川尻町、折笠町、小木津町、日高町、相田町及び田尻町

(5) 存続期間





4 公示番号 茨共第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
	つのまた類漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県日立市十王町伊師から田尻町に至る地先

ウ 漁場の区域

次の基点第19号、ア、イ、ウ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(別図のとおり)

C M SA VICE SA V	⊘33 □ - C4- > /	
	緯 度 経 度	位置
基点第 19 号	36° 41. 639' N	茨城県日立市十王町伊師地先海岸に設置した標識
	140° 42. 979' E	
基点第 18 号	36° 39. 620′ N	小貝国有林 (茨城県日立市川尻町小貝) 256 ろ内に設置した標
	140° 42. 779' E	柱
基点第 16 号	36° 36. 977' N	茨城県日立市滑川町字北川 2135 番地先に設置した標柱
	140° 40.863' E	
ア	36° 41. 407' N	基点第19号から105度(真方位)1,600メートルの点
	140° 44. 014' E	
1	36° 39. 331' N	基点第18号から109度(真方位)1,600メートルの点
	140° 43. 791' E	
ウ	36° 36. 563' N	基点第16号から120度(真方位)1,510メートルの点
	140° 41.735' E	

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

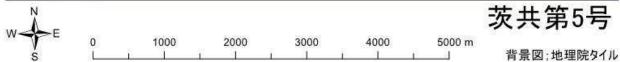
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県日立市十王町伊師、川尻町、折笠町、小木津町、日高町、相田町及び田尻町

(5) 存続期間





5 公示番号 茨共第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

11117K1 = 75K 11117K-12-1	1411X O 1/1/X-11791	
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
	まつも漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県日立市東滑川町から会瀬町に至る地先

ウ 漁場の区域

次の基点第16号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(別図のとおり)

<u>教 () 1) 図 () これ))</u>	/	
	緯度経度	位置
基点第16号	36° 36. 977' N	茨城県日立市滑川町字北川 2135 番地先に設置した標柱
	140° 40.863' E	
ア	36° 36. 563' N	基点第16号から120度(真方位)1,510メートルの点
	140° 41. 735' E	
イ	36° 33. 879' N	ウから 135 度(真方位)1,350 メートルの点
	140° 39.802' E	
ウ	36° 34. 399' N	基点Kから31度25分12秒(真方位)299.5メートルの点
	140° 39. 168' E	
基点K	36° 34. 262' N	茨城県日立市東成沢町1丁目地先の国土交通省基準点(日立バ
	140° 39. 062' E	イパス3-4)

(2) 免許予定日 令和5年9月1日

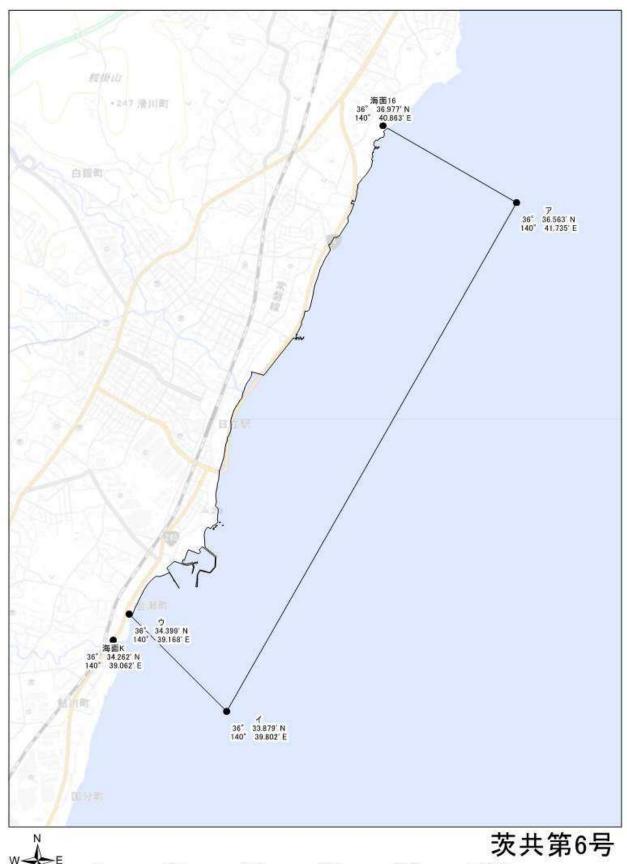
(3) 申請期間

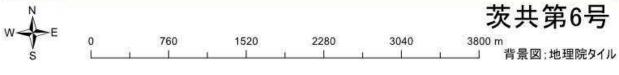
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県日立市滑川町、東滑川町、本宮町、高鈴町、東町、旭町、相賀町、幸町及び会瀬町

(5) 存続期間





6 公示番号 茨共第7号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	まつも漁業	1月1日から12月31日まで

イ漁場の位置

茨城県日立市東成沢町、国分町及び河原子町地先

ウ 漁場の区域

次のウ、ア、イ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(別図のとおり)

緯 度 経 度	位置
36° 34. 262' N	茨城県日立市東成沢町1丁目地先の国土交通省基準点(日立
140° 39.062' E	バイパス 3 - 4)
36° 34. 399' N	基点Kから31度25分12秒(真方位)299.5メートルの点
140° 39. 168' E	
36° 33. 879' N	ウから 135 度(真方位)1,350 メートルの点
140° 39.802' E	
36° 31. 840′ N	エから 135 度(真方位)1,300 メートルの点
140° 38. 909' E	
36° 32. 341' N	基点第11号から226度30分(真方位)210メートルの点
140° 38. 299' E	
36° 32. 419' N	茨城県日立市河原子町三丁目 51 番地河原子港南浜護岸に設
140° 38.401' E	置した標識
	36° 34. 262' N 140° 39. 062' E 36° 34. 399' N 140° 39. 168' E 36° 33. 879' N 140° 39. 802' E 36° 31. 840' N 140° 38. 909' E 36° 32. 341' N 140° 38. 299' E 36° 32. 419' N

(2) 免許予定日 令和5年9月1日

(3) 申請期間

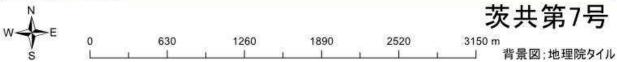
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県日立市河原子町、東金沢町及び東多賀町

(5) 存続期間





7 公示番号 茨共第8号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

WOKIESKI WOK O WOK 1991		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業 うに漁業 なまこ漁業 あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いがい漁業 わかめ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業 ひじき漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで

イ漁場の位置

茨城県日立市東金沢町地先

ウ 漁場の区域

次のエ、ア、イ及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(別図のとおり)

現 (別区の)とわり)	
	緯度経度	位置
基点第11号	36° 32. 419' N	茨城県日立市河原子町三丁目 51 番地河原子港南浜護岸に設置
	140° 38. 401' E	した標識
工	36° 32. 341' N	基点第11号から226度30分(真方位)210メートルの点
	140° 38. 299' E	
ア	36° 31. 840′ N	エから 135 度(真方位)1,300 メートルの点
	140° 38. 909' E	
イ	36° 31. 541' N	基点第10号から135度(真方位)1,200メートルの点
	140° 38.802' E	
基点第10号	36° 32. 003' N	茨城県日立市東大沼町一丁目 693 番地に設置した標柱
	140° 38. 239' E	

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

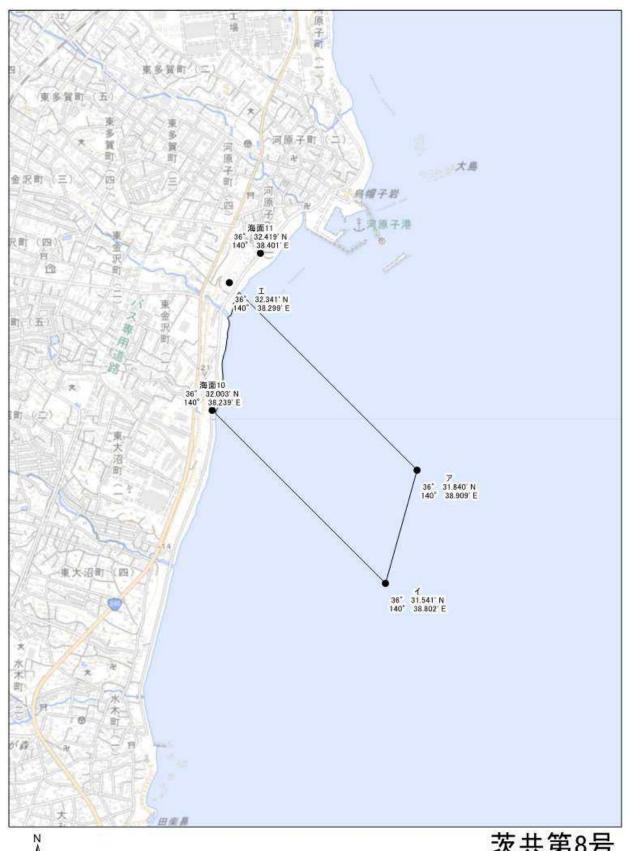
(3) 申請期間

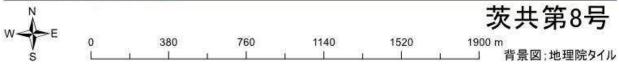
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県日立市河原子町、東多賀町、東金沢町及び水木町

(5) 存続期間





8 公示番号 茨共第9号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

	14.54 - 11.5914 47.74	
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県日立市東大沼町、水木町及び大みか町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第10号、ア、イ及び基点第9号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(別図のとおり)

	緯 度 経 度	位置
基点第10号	36° 32. 003' N	茨城県日立市東大沼町一丁目 693 番地に設置した標柱
	140° 38. 239' E	
基点第9号	36° 30. 536' N	茨城県日立市大みか町四丁目 459 番地に設置した標柱
	140° 37. 927' E	
ア	36° 31. 541' N	基点第10号から135度(真方位)1,200メートルの点
	140° 38. 802' E	
イ	36° 30. 253' N	基点第9号から121度(真方位)1,000メートルの点
	140° 38. 499' E	

(2) 免許予定日 令和5年9月1日

(3) 申請期間

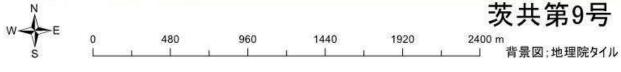
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県日立市水木町及び大みか町

(5) 存続期間





9 公示番号 茨共第10号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	おごのり漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県日立市大みか町及び久慈町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第9号、ア、イ、ウ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域(別図のとおり)

4 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00	· · ·	
	緯 度 経 度	位置
基点第9号	36° 30. 536' N	茨城県日立市大みか町四丁目 459 番地に設置した標柱
	140° 37. 927' E	
基点第8号	36° 30. 230' N	茨城県日立市大みか町五丁目55番地に設置した標柱
	140° 37. 694' E	
ア	36° 30. 253' N	基点第9号から121度(真方位)1,000メートルの点
	140° 38. 499' E	
イ	36° 29. 762' N	ウから 153 度 50 分(真方位)730 メートルの点
	140° 38. 069' E	
ウ	36° 30. 118' N	基点第8号から130度(真方位)320メートルの点(久慈漁港
	140° 37.857' E	北防波堤港外側角付近)

(2) 免許予定日 令和5年9月1日

(3) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県日立市大みか町、久慈町、石名坂町及び南高野町

(5) 存続期間



10 公示番号 茨共第11号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで
	こたまがい漁業	1月1日から12月31日まで
	うばがい漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県那珂郡東海村地先

ウ 漁場の区域

次の基点甲、ア、イ及び基点 H の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の基点第 29 号、ウ、工及び基点第 28 号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く(別図のとおり)。

	緯 度 経 度	位 置
基点甲	36° 28. 675' N	茨城県那珂郡東海村豊岡に設置した標識
	140° 36.669' E	
ア	36° 28. 651' N	基点甲から92度(真方位)1,000メートルの点
	140° 37. 338' E	
1	36° 27. 016' N	基点Hから90度(真方位)1,200メートルの点
	140° 37. 282' E	
基点H	36° 27. 022' N	茨城県那珂郡東海村大字村松字白根に設置した標柱
	140° 36. 479' E	
基点第 29 号	36° 28. 233' N	茨城県那珂郡東海村大字白方字白根2番16に設置した標柱
	140° 36.611' E	
ウ	36° 28. 178' N	基点第29号から95度(真方位)の線とア、イを結ぶ直線との
	140° 37. 322' E	交点
工	36° 27. 715' N	基点第28号から95度(真方位)の線とア、イを結ぶ直線との
	140° 37. 306' E	交点
基点第28号	36° 27. 773' N	茨城県那珂郡東海村大字白方字白根2番21に設置した標柱
	140° 36. 555' E	

(2) **免許予定日** 令和5年9月1日

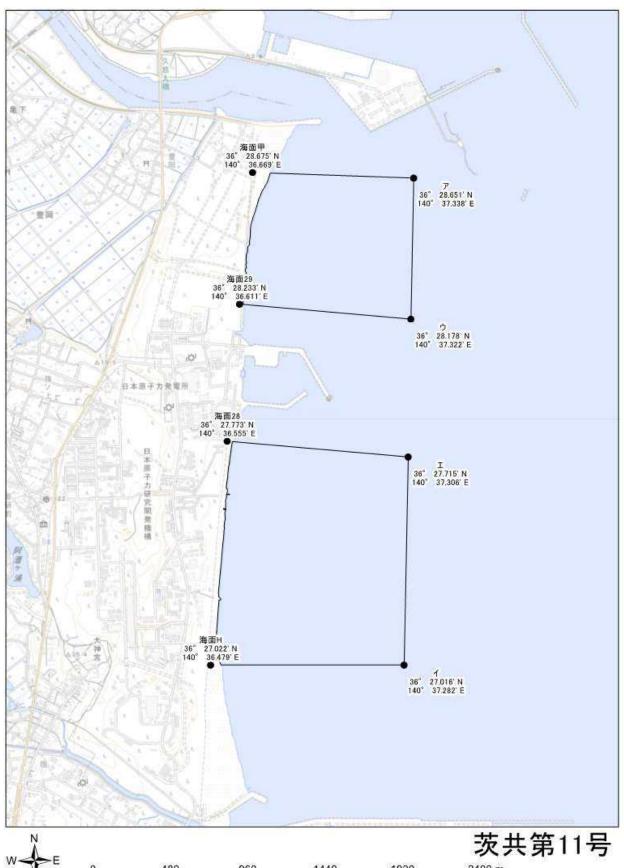
(3) 申請期間

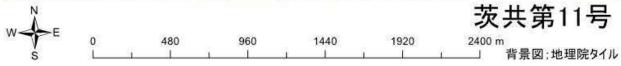
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県日立市水木町、大みか町、久慈町、石名坂町及び南高野町並びにひたちなか市阿字ヶ浦町及び磯崎町

(5) 存続期間





11 公示番号 茨共第12号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで
	こたまがい漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
	まつも漁業	1月1日から12月31日まで
	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	つのまた類漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町及び磯崎町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第5号、ア、イ、ウの各点を順次に結んだ線及び円弧エと最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(別図のとおり)

	/t. # W #	/
	緯 度 経 度	位置
基点 I	36° 23.062' N	茨城県ひたちなか市磯崎町字千人塚渚4643番地の1地先に設置
	140° 37.432' E	された磯崎漁港原点
基点第5号	36° 22. 082' N	茨城県ひたちなか市磯崎町新道東渚4654番地7に設置した標柱
	140° 37.400' E	
ア	36° 21.892′ N	基点第5号から110度(真方位)1,000メートルの点
	140° 38.027' E	
イ	36° 22.865′ N	基点 I から 106 度(真方位)1,280 メートルの点
	140° 38. 252' E	
ウ	36° 23.778′ N	基点 I を中心とする半径 1,500 メートルの円弧のうち基点 I か
	140° 37. 902' E	ら27度30分(真方位)に引いた線と当該円弧との交点
円弧工		基点 I を中心とする半径 1,500 メートルの円弧のうちウから北
		側の最大高潮時海岸線との交点までの円弧

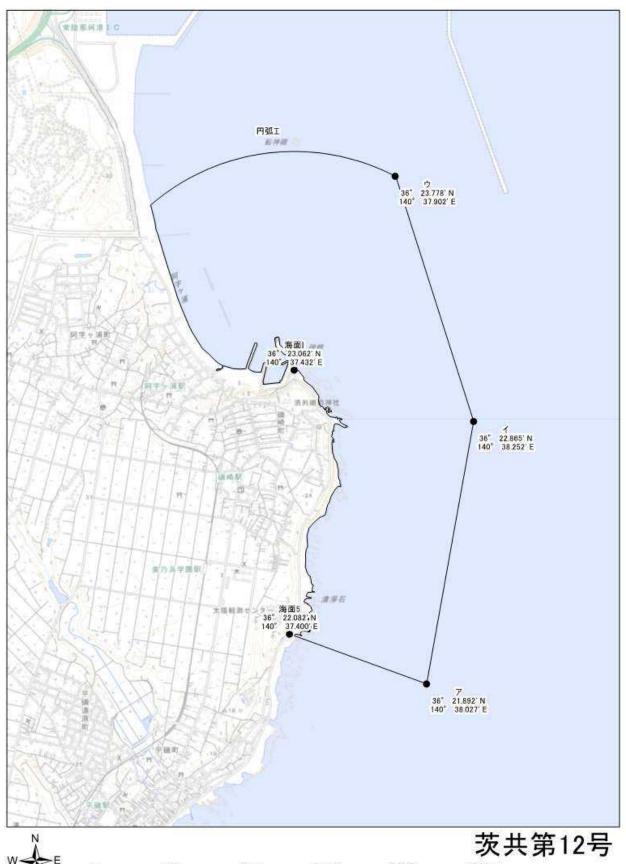
(2) 免許予定日 令和5年9月1日

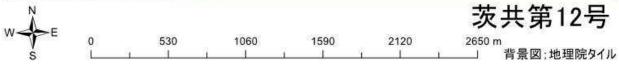
(3) 申請期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区 茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町及び磯崎町

(5) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで





12 公示番号 茨共第 13 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
	まつも漁業	1月1日から12月31日まで
	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	つのまた類漁業	1月1日から12月31日まで
	おごのり漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県ひたちなか市のうち平磯町及び旧那珂湊町一円地先

ウ 漁場の区域

次の基点第5号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点乙の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(別紙図面のとおり)

	緯度経度	位 置
基点第5号	36° 22. 082' N	茨城県ひたちなか市磯崎町新道東渚4654番地7に設置した標柱
	140° 37.400' E	
基点第4号	36° 21. 122′ N	茨城県ひたちなか市平磯町1番地先に設置した標識
	140° 36.529' E	
基点第3号	36° 20. 197' N	茨城県ひたちなか市那珂湊漁港導流堤突端に設置した標識
	140° 36.060' E	
基点乙	36° 20. 239' N	茨城県ひたちなか市那珂湊漁港取付護岸に設置した標識
	140° 35.640' E	
ア	36° 21.892′ N	基点第5号から110度(真方位)1,000メートルの点
	140° 38.027' E	
1	36° 21.074′ N	基点第4号から92度30分(真方位)1,700メートルの点
	140° 37.664' E	
ウ	36° 20. 203' N	基点第3号から89度10分(真方位)1,700メートルの点
	140° 37. 196' E	
工	36° 20. 192' N	最大高潮時那珂川左岸導水堤突端から 180 度(真方位) 3メー
	140° 36.060' E	トルの点
オ	36° 20. 238' N	基点乙から 128 度(真方位) 3 メートルの点
	140° 35.642' E	

(2) 免許予定日 令和5年9月1日

(3) 申請期間

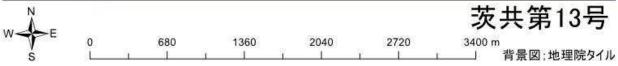
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県ひたちなか市のうち平磯町、平磯遠原町及び旧那珂湊町一円

(5) 存続期間





13 公示番号 茨共第15号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで
	こたまがい漁業	1月1日から12月31日まで
	うばがい漁業	1月1日から12月31日まで
	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	ながらみ漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
	まつも漁業	1月1日から12月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	つのまた類漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県東茨城郡大洗町から神栖市に至る地先

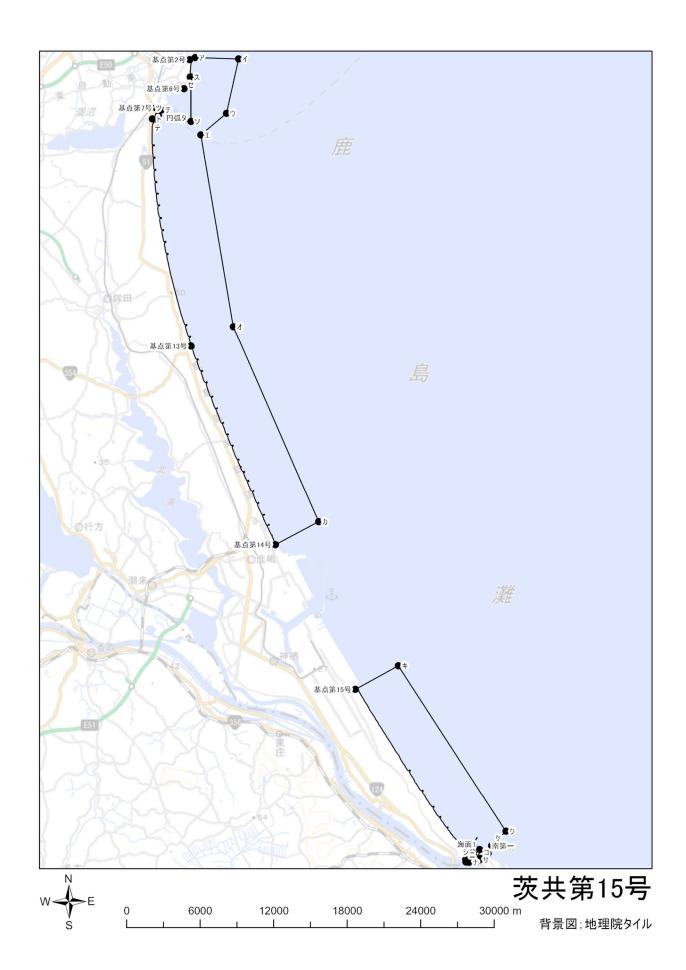
ウ 漁場の区域

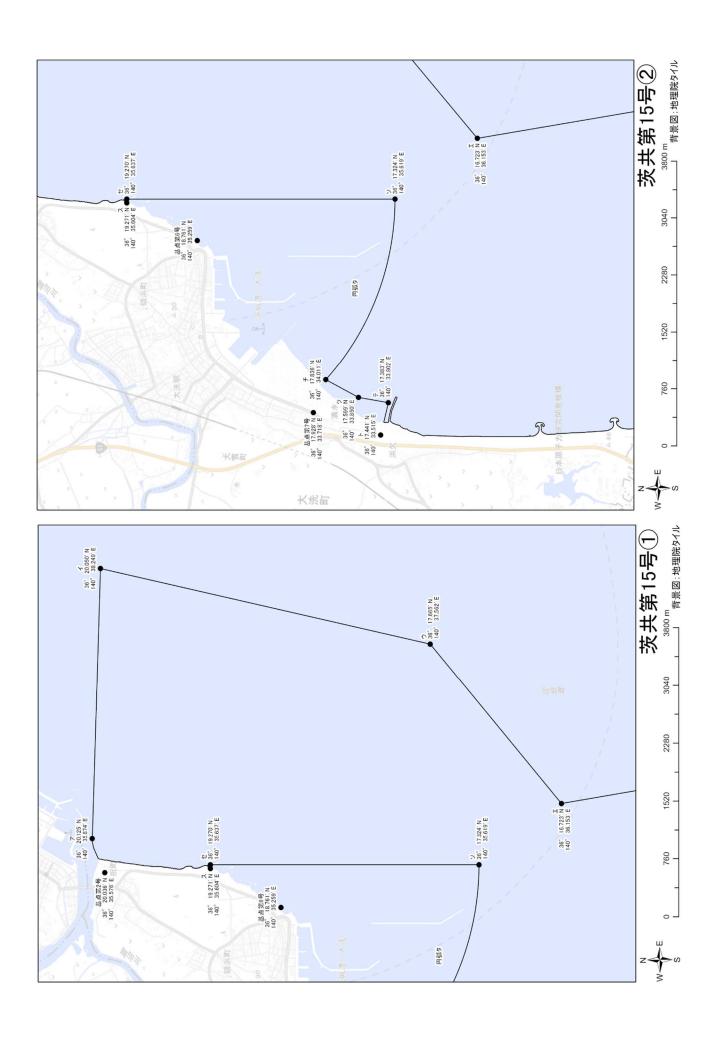
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、ナ及び二の各点を順次に結んだ線と那珂川右岸防砂堤と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第14号、カ、キ及び基点第15号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ス、セ、ソ、円弧タ、チ、ツ、テ及びトの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに利根川左岸導流堤を除く(別図のとおり)。

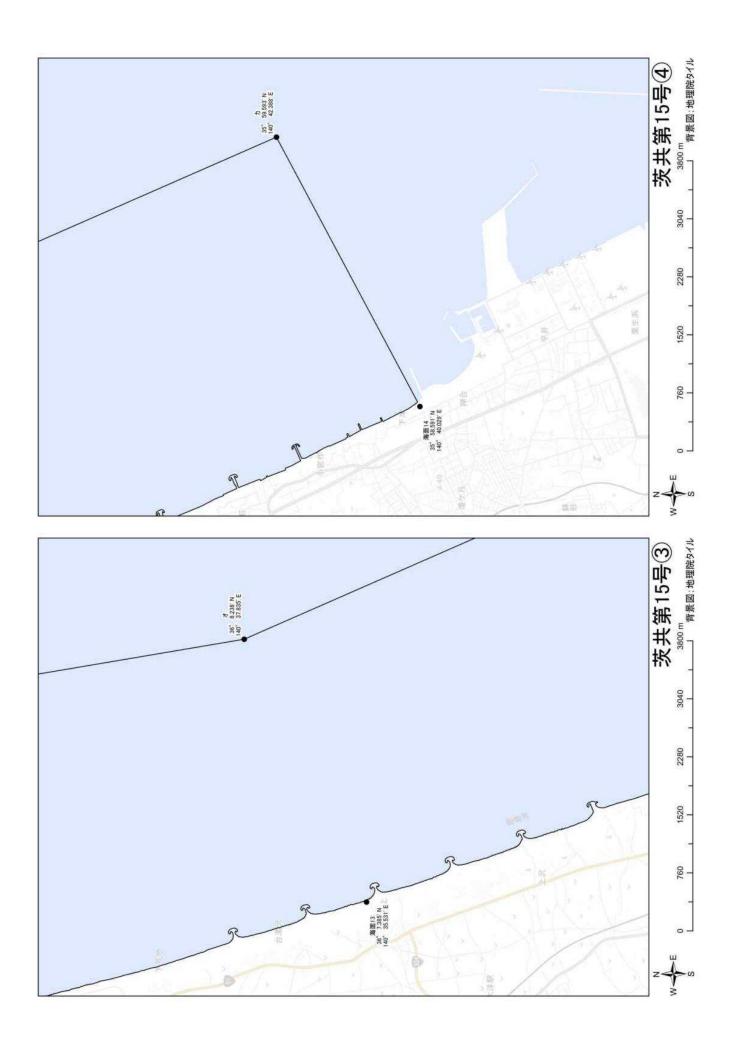
	緯 度 経 度	位 置
基点第1号	35° 45. 040' N	茨城県神栖市波崎漁港東防波堤Bに設置した標識
	140° 50. 949' E	
基点第2号	36° 20. 036' N	茨城県東茨城郡大洗町祝町の砲台跡に設置した標柱
	140° 35. 576' E	
基点第6号	36° 18. 761' N	大洗岬灯台(茨城県東茨城郡大洗町)の中心点
	140° 35. 259' E	
基点第7号	36° 17. 928' N	茨城県東茨城郡大洗町大貫町字前原下 256 番地の 66 地先に設
	140° 33. 718' E	置した標識
基点第13号	36° 7. 385' N	茨城県鉾田市汲上字別所釜2540地先に設置した標識
	140° 35. 531' E	
基点第 14 号	35° 58. 591' N	茨城県鹿嶋市大字平井字海岸1番地の122に設置した標柱
	140° 40. 029' E	
基点第 15 号	35° 52. 165' N	茨城県神栖市日川字海岸砂間 2034 番地の 18 に設置した標柱
	140° 44. 289' E	

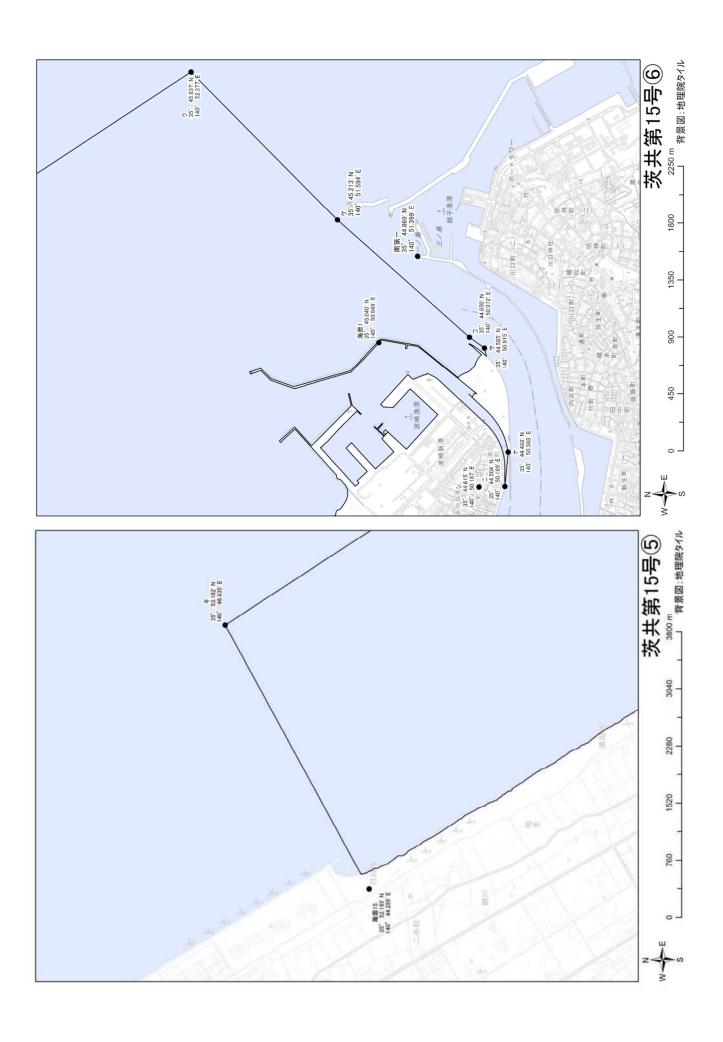
	35° 44. 869' N	千葉県銚子市一ノ島灯台防波堤突端
基点南第1号	140° 51. 399' E	未水或丁川 / 面別 口例仅近大师
ア	36° 20. 125' N	 那珂川右岸防砂堤突端(茨城県東茨城郡大洗町)
'	140° 35. 874' E	初沖川口戸別が延大崎(次城県果次城郡入沈門)
1	36° 20. 050' N	 基点第2号から 89 度 10 分(真方位)4,000 メートルの点
イ	140° 38. 249' E	本示力 4 万/1·19 03 度 10 万(長刀江)4,000 人一下/207点
ウ	36° 17. 665' N	 基点第6号から120度(真方位)4,000メートルの点
T	140° 37. 562' E	基点第6号から160度(真方位)4,000メートルの点
エ	36° 16. 723' N 140° 36. 153' E	
オ	36° 8. 238' N	 基点第 13 号から 65 度(真方位)3,800 メートルの点
4	140° 37. 835' E	本小男 10 万かり 00 及(具刀仏)3,800 人一下/1/0/川
J-1		甘古笠14 日から C1 座 FF 八 (吉士は) 4 000 よ。 しょのち
カ	35° 59. 593' N 140° 42. 388' E	基点第 14 号から 61 度 55 分(真方位)4,000 メートルの点
+-		甘古第15 旦赤)(61 唐 95 八 / 吉士唐) 4 000 之。 しょっと
キ	35° 53. 182' N	基点第 15 号から 61 度 25 分(真方位)4,000 メートルの点
h	140° 46. 635' E	甘上饮1日本心 『『 庇 (古七片) 0 000 『)
ク	35° 45. 837' N	基点第1号から55度(真方位)2,608.5メートルの点
<u></u>	140° 52. 377' E	甘古志等1.只办了94.度15.八(古士房)700.7。 1.4.不是
ケ	35° 45. 213' N	基点南第1号から24度15分(真方位)700メートルの点
	140° 51. 594' E	
コ	35° 44. 650' N	利根川左岸導流堤突端(茨城県神栖市)から92度(真方位)
ıL	140° 50. 972' E	50メートルの点
サ	35° 44. 585' N	茨城県神栖市波崎新港地先波崎漁港航路護岸に設置した標識などの9時(東土は)の第1月上京湖東が出現した場合と50分
	140° 50. 915' E	から92度(真方位)の線上最大高潮時利根川左岸から50メー
3.4	DEO 44 C15' N	トルの点 # 上笠 1 日本 2 025 笠 (吉士は) 1 201 5 7 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2
シ	35° 44. 615' N	基点第1号から235度(真方位)1,391.5メートルの点(神栖
7	140° 50. 187' E	市波崎灯台跡)
ス	36° 19. 271' N	基点第6号から28度15分42秒(真方位)1,074.2メートル
. La	140° 35. 604' E	の点
セ	36° 19. 270' N	基点第6号から30度35分(真方位)1,099メートルの点
.,,	140° 35. 637' E	マネシ 100 座 (古七片) 9 200 フェートッのと
ソ	36° 17. 324′ N	スから 180 度(真方位)3,600 メートルの点
man b	140° 35. 619' E	92431.14WA 0 200) 1 2 5H 5 2 2 1 1 5 2 4 1
円弧タ		スを中心とする半径 3,600 メートルの円のうちセとタを結ん
-t.	000 17 000 37	だ円弧 フェカントナスルダス 200 / トスの田上井上笠 7日から110
チ	36° 17. 836' N	スを中心とする半径3,600メートルの円と基点第7号から110
	140° 34. 011' E	度 46 分 49 秒 (真方位) に引いた線との交点
ツ	36° 17. 599' N	基点第7号から161度32分17秒(真方位)640メートルの点
	140° 33. 850' E	# EMT = [] > 450 Ft 00 // 50 ft /# [/] > 4 50 0 // 50 ft /# [/]
テ	36° 17. 383' N	基点第7号から172度29分59秒(真方位)1,016メートルの
,	140° 33. 802' E	点 #1.5日 + #1.5日 - #1.
F	36° 17. 441' N	茨城県東茨城郡大洗町大貫町字前原下 256 番地の 343 に設置
	140° 33. 515' E	した標識
ナ	35° 44. 488' N	基点第1号から220度0分24秒(真方位)1,344.8メートル
	140° 50. 368' E	の点
=	35° 44. 504' N	基点第1号から228度30分35秒(真方位)1,515.2メートル
	140° 50. 189' E	の点

- (2) 免許予定日 令和5年9月1日
- (3) 申請期間 令和5年6月1日から令和5年7月31日まで
- (4) 関係地区 茨城県東茨城郡大洗町、鉾田市、鹿嶋市及び神栖市
- (5) 存続期間令和5年9月1日から令和15年8月31日まで









14 公示番号 茨共第16号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	12月1日から翌年9月30日まで

イ漁場の位置

茨城県東茨城郡大洗町から神栖市に至る地先

ウ 漁場の区域

次のイ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びイの各点を結んだ線によって囲まれた区域(別図のとおり)

	緯 度 経 度	位 置
基点第1号	35° 45. 040' N	茨城県神栖市波崎漁港東防波堤Bに設置した標識
	140° 50. 949' E	
基点第2号	36° 20. 036' N	茨城県東茨城郡大洗町祝町の砲台跡に設置した標柱
	140° 35. 576' E	
基点第6号	36° 18. 761' N	大洗岬灯台(茨城県東茨城郡大洗町)の中心点
	140° 35. 259' E	
基点第13号	36° 7.385' N	茨城県鉾田市汲上字別所釜 2540 地先に設置した標識
	140° 35. 531' E	
基点第 14 号	35° 58. 591' N	茨城県鹿嶋市大字平井字海岸1番地の122に設置した標柱
	140° 40. 029' E	
基点第 15 号	35° 52. 165' N	茨城県神栖市日川字海岸砂間 2034 番地の 18 に設置した標柱
	140° 44. 289' E	
ア	35° 48. 279' N	基点第1号から55度(真方位)10,608.5メートルの点
	140° 56. 759' E	
イ	36° 20. 050' N	基点第2号から89度10分(真方位)4,000メートルの点
	140° 38. 249' E	
ウ	36° 17. 665' N	基点第6号から120度(真方位)4,000メートルの点
	140° 37. 562' E	
工	36° 16. 723' N	基点第6号から160度(真方位)4,000メートルの点
	140° 36. 153' E	
オ	36° 8. 238' N	基点第13号から65度(真方位)3,800メートルの点
	140° 37. 835' E	
カ	35° 59. 593' N	基点第14号から61度55分(真方位)4,000メートルの点
	140° 42. 388' E	
キ	35° 53. 182' N	基点第15号から61度25分(真方位)4,000メートルの点
	140° 46. 635' E	
ク	35° 45. 837' N	基点第1号から55度(真方位)2,608.5メートルの点
	140° 52. 377' E	
ケ	35° 47. 059' N	基点第1号から55度(真方位)6,608.5メートルの点
	140° 54. 567' E	
コ	35° 49. 915′ N	ケから 325 度(真方位)6,400 メートルの点
	140° 52. 168' E	
サ	35° 51. 136′ N	アから 325 度(真方位)6,400 メートルの点
	140° 54. 360' E	
シ	35° 55. 164' N	基点第15号から61度25分(真方位)12,000メートルの点
	140° 51. 362' E	

ス	36° 1.593' N	基点第14号から61度55分(真方位)12,000メートルの点
	140° 47. 109' E	
セ	36° 10. 032' N	基点第13号から65度(真方位)11,800メートルの点
	140° 42.688' E	
ソ	36° 15. 470' N	基点第6号から120度(真方位)12,000メートルの点
	140° 42. 166' E	
タ	36° 20. 075' N	基点第2号から89度10分(真方位)12,000メートルの点
	140° 43. 595' E	

(2) 免許予定日 令和5年9月1日

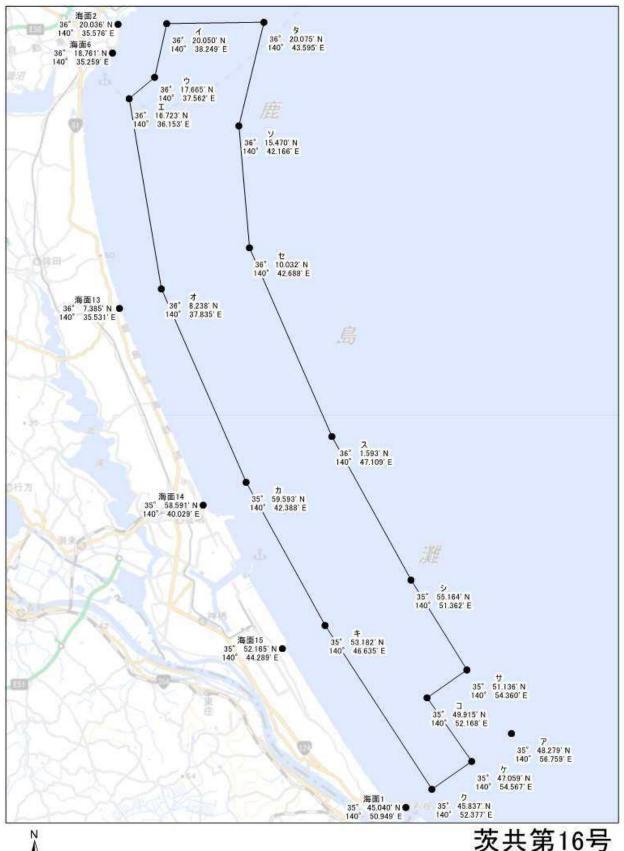
(3) 申請期間

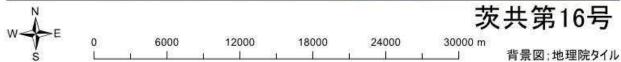
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県東茨城郡大洗町、鉾田市、鹿嶋市及び神栖市

(5) 存続期間





15 公示番号 茨共第17 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	12 月1日から翌年9月30 日まで

イ 漁場の位置

茨城県神栖市地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域(別図のとおり)

D(->) \ 1\		(に間/0/に脉によって囲みがに巨数 ()が固ぐとは ()
	緯度経度	位 置
基点	35° 45. 040′ N	茨城県神栖市波崎漁港東防波堤Bに設置した標識
	140° 50. 949' E	
ア	35° 47.059' N	基点から55 度 (真方位) 6,608.5 メートルの点
	140° 54.567' E	
1	35° 48. 279' N	アから55 度 (真方位) 4,000 メートルの点
	140° 56.759' E	
ウ	35° 51.136′ N	イから325 度 (真方位) 6,400 メートルの点
	140° 54.360' E	
工	35° 49. 915' N	アから325 度 (真方位) 6,400 メートルの点
	140° 52.168' E	

(2) 免許予定日

令和5年11月1日

(3) 申請期間

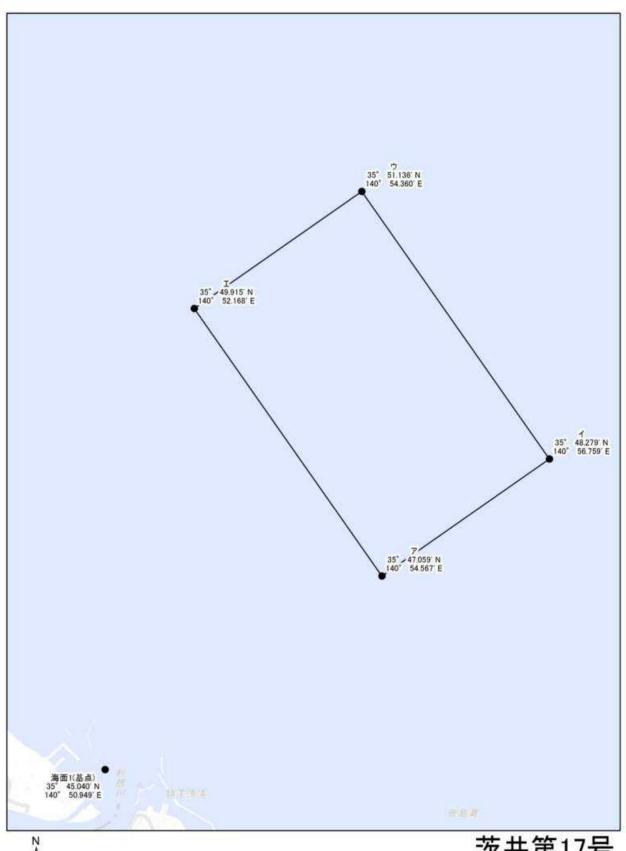
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

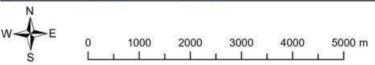
(4) 関係地区

茨城県ひたちなか市のうち平磯町以南の旧那珂湊市、東茨城郡大洗町、鉾田市、鹿嶋市、神栖市及び 千葉県銚子市

(5) 存続期間

令和5年11月1日から令和9年2月28日まで





茨共第17号

背景図;地理院タイル

16 公示番号 茨定第1号

- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県日立市地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域(別図のとおり)

D(02) (1 ()	<u>、一、2、20</u>	では、一般のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これできます。
	緯度経度	位 置
基点第 23 号	36° 34. 567' N	会瀬漁港南口防波堤(茨城県日立市会瀬町)に設置した標識に
	140° 39.617' E	より示された点
ア	36° 34. 712' N	基点第23号から84度50分(真方位)3,300メートルの点
	140° 41.822' E	
1	36° 34. 425' N	基点第23号から92度10分(真方位)5,600メートルの点
	140° 43. 367' E	
ウ	36° 33. 655' N	基点第23号から101度10分(真方位)8,320メートルの点
	140° 45. 078' E	
工	36° 32. 710′ N	基点第23号から115度15分(真方位)7,900メートルの点
	140° 44. 385' E	
オ	36° 33. 480′ N	基点第23号から112度00分(真方位)5,250メートルの点
	140° 42.868' E	
カ	36° 33. 950' N	基点第23号から112度00分(真方位)2,980メートルの点
	140° 41. 462' E	

(2) 制限又は条件

設置できる網漁具は、灘側、及び沖側とも1箇統以内とする。

(3) 免許予定日 令和5年9月1日

(4) 申請期間

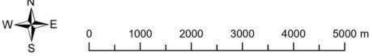
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(5) 地元地区

茨城県日立市

(6) 存続期間





茨定第1号

背景図:地理院タイル

- 第2 類似漁業権以外の漁業権 該当なし
- 第3 保全沿岸漁場に関する事項 該当なし